

「非正規職員の雇用の安定」を

国会議員、厚労省・文科省に要請

厚労省担当者：（非正規職員の雇い止めは）とりわけ国立大学において社会問題として浮上しており、また、各地方から情報が寄せられており、大きな関心となっている

組合は、宮城県労連とともに、10月2日、国会議員、厚労省、文科省への要請を行いました。

日本共産党の宮本徹衆議院議員は、「東北大での非正規雇い止め問題をよく承知しており、関心を持って各種報道等を見聞きしていた」とのこと。当日、帰郷中だった宮城県選出の岡本あき子衆議院議員、石垣のりこ参議院議員には、近日中に仙台の事務所を訪問してお願いしたい旨連絡しています。

○40人の「生の声」、直接届ける!

要請にあたっては、准職員・時間雇用職員、さらに事実上の有期雇用である目的限定職員のみなさんからご意見を寄せていただきました。わずか2日ほどの期間に40人を超える方々から寄せられた「声」を、議員、厚労省・文科省に直接届けました。

ささやかな収入で必死に生活を回している中、それすらも失われることの不安、経験を積みキャリアを重ねて行くことができない理不尽さ、経験者を切り捨てることは職場にとっても大きな損失になること、切実かつ真摯な意見の数々を、今後の活動に活かしていきたいと考えています。（裏面参照）



組合に寄せられた当事者からの声を、厚労省担当者に手渡す。正面は宮本徹衆議院議員

労働法学者「5年上限そのものが権利の剥奪であり違法」

9月15日刊の「季刊労働法」に掲載された論文「有期労働契約の更新限度条項に関する一考察」で、南山大学の緒方桂子教授は、改正労働契約法によって我が国の有期労働契約は「5年経過すれば無期に転換できる」ことが初めから組み込まれたものとなったと解釈すべきであり、合理的な理由なく一方的に更新限度5年を設定することはこの権利を剥脱しようとするものであり、そのこと自体が違法と解される、と述べています。これまで労働法学では“5年上限そのものは違法とは言えない”との法解釈

がまかり通ってきましたが、更新限度を設けることは労働者にとっては何のメリットもなく、一方的に経営者に都合がいいだけのやり方です。ここに一石を投じた論文は、私たちの闘いにとって大きな励みとなるものです。雇用安定のための法改正なのだから、雇用が安定するように使われなければならないという当たり前のことがちゃんと行われる社会をめざしましょう！



東北大学職員組合

info@tohokudai-kumiai.org

<http://tohokudai-kumiai.org/>

Tel. 022-227-8888

国会要請に寄せられた声から

私は約10年東北大学で働いてきました。将来ある学生の皆さんのサポートをさせていただくことに非常にやりがいを感じながら、毎日一生懸命仕事をしています。少しでも業務に役立てればと思い、非常に厳しい生活の中にあっても自分でお金を払い勉強も続けています。この10年間で3部局を経験し、様々な業務知識を身に付けてきました。この3部局で担当した業務の関連性も見え、これからより一層学生の皆さんのために力を尽くせるのではと感じているところです。ですが、あと約1年半で雇い止めになります。

非正規雇用の悲しさと厳しさは、自分が積み重ねた経験やキャリアが否応なしに途中で絶たれること、そしてワーキングプアの貧困状態のまま失職し、少ない収入すらも失って路頭に放り出されることです。

正規雇用者に対する解雇規制が厳しい理由は、失業は生存権を脅かすからだと言ったことがあります。だとすれば、私たち非正規雇用者には生存権はないのでしょうか？ 私たちは「人」ではないのでしょうか？ 実際、雇い止めで失業し、失業状態が続けば、家賃の支払いや健康保険料の支払いが不可能になり、住居や健康保険保険証を失う可能性があります。住居＝住所がなければ次の仕事も探せません。体調が悪くとも病院にも行けません。家族と連絡をとるための携帯端末も持てなくなります。「雇い止め」をするということは、私たちから人として生存する権利を奪うということです。

非正規と言われていますが、私たち非正規雇用者も毎日懸命に働いています。頭に「非」などという言葉が付けられて、このような差別を受ける筋合いは私にはありません。確かに職員採用試験を経てはいませんが、それが文化的で健康的な最低限度の生活すらも保障しないという理由にはなりません。

非正規雇用者は非常に厳しい現実にあります。企業の都合のいいように低賃金で使われ、そして都合よく捨てられ、の繰り返しでは貧困に陥って当然です。「貧困は自己責任ではありません」。今は、ネットカフェどころか、レンタルスペースなどの倉庫で暮らす非正規雇用者が増えています。副業にしている風俗店の待機所で寝泊まりする女性も増えています。東京では物乞いをする日本人を見かけるようになったと聞きます。糖尿病患者の約6割が年収200万以下の貧困層です。日本は確実に貧困層が増えています。もはや「先進国」とは言えない状況にあります。貧困の最たる原因は「非正規雇用」です。国の最高教育機関である大学が、しかも指定国立大である東北大学が、日本の衰退に加担するようなことでいいのでしょうか。

私たちは正職員と同じ人間です。「非」などという失礼な言葉で差別しないでいただきたい。私たちにも同じ人間として生存する権利があります。その権利を奪うようなことはしないでいただきたい。そしてこれからも学生の皆さんのために一生懸命に働かせてください。

私は東北大学のA部局で非正規職員として働いてきました。平成30年3月26日に受け取った「労働条件通知書」の更新の上限には平成33年3月31日までと記されておりましたので、少なくともあと2年は雇用が続き60歳を迎えることが出来るものと信じておりました。が、平成31年1月10日のB先生（上司）との面談では「平成31年3月31日で雇い止めになります」と告げられて驚き唖然といたしました。B先生からは「雇い止めを覆すことは無理なので今から次の職探しを始めて下さい」と言われ「年休消化と引き継ぎを始めて下さい」と告げられました。この面談は5分で全て終わっております。

私はこのA部局で働く収入だけを頼りにして一人で生活しておりました。

決して高くはない給与（年収300万）で毎月、赤字にならぬように食費等も節約して生活しておりました。が、今はこの収入すら突然なくなってしまった状態に陥っています。10月で59歳になりますが、A部局の収入と同等の年収300万の職を探し続けているものの、かなり苦戦しております。59歳で年収300万もらえるところは皆無で、年収200万の仕事すら書類選考がまったくと言っていいほど通りません。

今は失業給付金で食費等を節約して日々暮らしておりますので、失業給付金の支給が終了するまでには生活可能な収入を得ることの出来る職に就きたいと考えています。このままの状態では今後は生活が破綻するだろうことは目にみえています。なんとかこの状態を打開したいと考えております。